

香芝市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第7号

香芝市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

香芝市子ども医療費助成条例（平成3年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「15歳」を「18歳」に改める。

第2条中「。）による」の次に「被保険者若しくは」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の香芝市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。